

野外焼却は禁止されています！

野外での廃棄物の焼却（野外焼却、野焼き）は法律により**禁止**されています。
法律に違反して廃棄物の野外焼却を行うと**5年以下の懲役**もしくは**1千万円以下の罰金**、またはこの併科に処されます。

禁止されている廃棄物の**野外焼却**の例



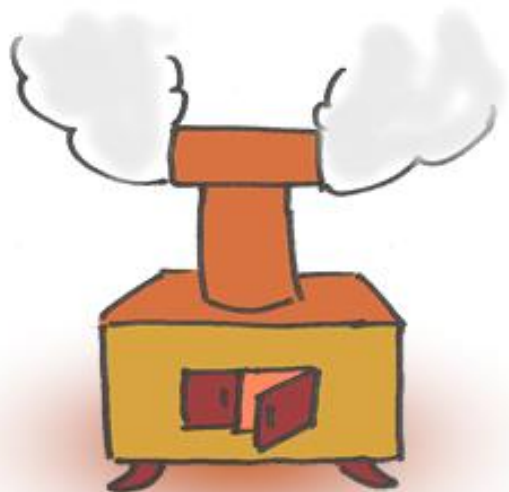
地面や地面に掘った穴での焼却



ドラム缶を用いての焼却



ブロックなどで囲っての焼却



不適合焼却炉での焼却

野外焼却の例外はありますが、むやみに焼却することを認めているものではありません。焼却の例外については裏面をご覧ください。

野外焼却の例外

野外焼却には一部に例外として認められているものもあります。

- ① 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
- ② 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
- ③ 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
- ④ 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
- ⑤ たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの

上記の野外焼却の例外であっても、焼却に伴う煙や悪臭の苦情が、警察や消防、市に寄せられた場合で、現地確認のうえ、生活環境に影響に及ぼしていると認められる際は注意、指導を行います。

例外に該当する場合でも、できるだけ廃棄物の量を減らし、ごみの集積所、清掃センターに持ち込むなどし、野外焼却しないよう努めましょう。また、分別・リサイクルを徹底するなど、資源の有効活用に努めましょう。

廃棄物の野外焼却に関する Q&A

Q 以前は燃やしてもよかったのでは？

A 平成13年4月の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の改正・施行により廃棄物の焼却は原則禁止となりました。

Q 簡易焼却炉やドラム缶を使った焼却も違法なの？

A このチラシにあるように、簡易焼却炉やドラム缶を使用した廃棄物の焼却は違法となります。使用しないでください。（上記の野外焼却の例外の行為でも違法となります。）

Q 田畑での野焼きは違法なの？

A 田畑での野焼きについては、上記のとおり、農業を営むためにやむを得ない場合については例外とされています。しかし、やむを得ない場合とは、田畑に働き込むことが出来ない等、他に処分方法がない場合に限られ、安易に焼却できるということではありません。

やむを得ず焼却する場合についても、焼却する地域や時間帯、気象条件や近隣住民への事前通告を行うなど、煙や悪臭等により、生活環境に影響を及ぼさないように配慮が必要です。

Q 新聞紙やダイレクトメールなど、紙しか燃やさないけど違法なの？

A 紙類でも廃棄物ということであれば、野外焼却は違法となります。紙はリサイクルできるものも多いので、資源を有効活用しましょう。

お問い合わせ先 彦根市 市民環境部 生活環境課
〒522-8501 彦根市元町4番2号
TEL 0749-30-6116
FAX 0749-27-0395
E-mail kankyohozen@ma.city.hikone.shiga.jp